

高岡市建設工事等入札参加者選考会の設置について

平成17年11月1日

1 会の名称

高岡市建設工事等入札参加者選考会（以下「選考会」という。）

2 会の目的

選考会は、高岡市建設業者選考審議会規程（平成17年高岡市訓令第18号）第2条ただし書の規定により、高岡市建設業者選考審議会の審議を省略する建設工事等について、当該工事等に係る指名競争入札参加者の選定に当たるものとする。

3 会の構成

選考会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 総務部長
- (2) 当該工事の施工を担当する部局の長又は課の長
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員長が必要と認める者

4 会の委員長

- (1) 選考会に委員長を置き、総務部長をもってこれに充てる。
- (2) 委員長は、選考会の会務を処理し、会議の議長となる。
- (3) 委員長に事故があるときは、あらかじめ指名された委員がその職務を代理する。

5 会の招集

選考会は、必要に応じ委員長が招集する。

6 実施期日

平成17年11月1日